



長野県報

3月18日(月)
平成31年
(2019年)
第3059号

目次

条 例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(地域振興課、水大気環境課、建築住宅課)	4
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	10
長野県松本空港条例等の一部を改正する条例(財政課)	10
創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税務課、県民協働課、こども・家庭課、産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室、労働雇用課)	16
長野県文化会館条例の一部を改正する条例(文化政策課)	17
長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例(くらし安全・消費生活課)	21
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(国際課、医療推進課)	23
民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	23
旅館業法施行条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	24
長野県流域下水道条例の一部を改正する条例(生活排水課)	24
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(ものづくり振興課)	25
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例(園芸畜産課)	25
資金積立基金条例の一部を改正する条例(森林政策課)	26
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(経営推進課)	26
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(監査委員事務局)	26

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	27
美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	27
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則(信州の木活用課)	27
財務規則の一部を改正する規則(会計課)	27
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課)	28
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課)	28
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課)	29
長野県立中学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課)	29
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課)	29
長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課)	33
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	34
職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	34

告 示

平成31年2月21日成立した平成30年度補正予算の要領(財政課)	35
平成31年3月8日成立した平成30年度補正予算の要領(財政課)	36
平成31年3月8日成立した平成31年度予算の要領(財政課)	39
国土調査法に基づく平成30年度地籍調査事業計画(農地整備課)	44
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	44
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	45
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会)	45

公 告

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(農地整備課)	46
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課)	46
建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課)	46

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 法令に基づき特定の者のために行う事務に係る手数料について、消費税の税率の引上げ等に伴い、その額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めました。
- 2 この条例は、平成31年10月1日(一部の規定は、公布の日、同年4月1日、同年6月1日、同年7月1日、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日)から施行します。

◇ 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、同法を引用する規定について、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

◇ 長野県松本空港条例等の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 消費税の税率の引上げに伴い、次に掲げる条例に規定する使用料及び手数料の額を改定しました。
 - (1) 長野県松本空港条例
 - (2) 長野県道路占用料徴収条例
 - (3) 財産に関する条例
 - (4) 長野県男女共同参画センター条例
 - (5) 長野県社会福祉総合センター条例
 - (6) 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例
 - (7) 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例
 - (8) 長野県都市公園条例
 - (9) 県営水道条例
 - (10) 県営水道用水料金徴収条例
 - (11) 長野県総合教育センター条例
 - (12) 長野県営運動場条例
- 2 この条例は、平成31年10月1日(1の(3)及び1の(8)の一部は、同年4月1日)から施行します。

◇ 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 県内で創業等を行い、又は障がい者等を雇用する法人等を応援するため、事業税の軽減措置の適用期限を延長するとともに、新たに障がい者雇用に取り組む事業者への支援を更に強化するため、軽減措置の拡充を行ったほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 適用期限の延長
事業税の軽減措置の適用期限を3年間(母子家庭の母等に係る措置は、自立支援に係る施策等として検討を行うため1年間)延長しました。
 - (2) 障がい者を雇用する法人等に対する事業税の不均一課税の重点化
 - ア 対象事業者を、常用雇用労働者数100人以下の事業者に限定しました。
 - イ 減税率を10分の9(改正前:2分の1)に引き上げました。
 - ウ 減税上限額(改正前:一律30万円)を新たに雇用した障がい者数に応じて引き上げました。
 - (7) 1人雇用 50万円
 - (4) 2人雇用 75万円
 - (ウ) 3人雇用 100万円
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

◇ 長野県文化会館条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 受益者負担の適正化を図るとともに、消費税の税率の引上げを考慮し、文化会館のホール等の利用料金を改定しました。
- 2 この条例は、平成31年10月1日から施行します。

◇ 長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例(条例第6号)

- 1 自転車の利用に関し、基本理念、県の責務等及び自転車の安全で快適な利用に関する施策の基本的事項を定めることにより、安全で安心な県民生活の確保と自転車の利用促進を図るため、次のとおり定めました。
 - (1) 基本理念
 - ア 事故防止を旨として、県、自転車利用者その他の関係者がそれぞれの責務等を果たし、安全で安心な県民生活の確保を図ること。
 - イ 本県の特長を生かし、健康の増進、環境への負荷の低減及び観光の振興に資するとの認識の下、自転車の利用促進を図ること。
 - (2) 県等の責務及び役割
 - ア 県、自転車運転者及び自転車利用事業者等の責務
 - イ 市町村、県民等、学校等の長及び交通安全団体の役割 など
 - (3) 自転車活用推進計画
自転車の安全な利用、安全で快適に利用できる環境整備及び本県の特長を生かした利用促進に関し、総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進計画を定めることとしました。
また、その推進体制を整備し、施策の実施状況の評価及び公表を行うこととしました。
 - (4) 安全で安心な県民生活の確保のための対策
市町村、学校等の長、交通安全団体等の関係者と連携協力し、交通安全教育の推進等の自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保のための対策を推進することとしました。
 - (5) 自転車損害賠償保険の加入の義務付け
自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を確実に補償するため、自転車損害賠償保険の加入を義務付けました。
 - (6) 自転車貸付事業者の登録制度
自転車損害賠償保険に加入している自転車貸付事業者で、知事が定める基準に適合している者について、登録を受けることができる旨を定めました。
- 2 この条例は、公布の日(1の(5)及び(6)は、平成31年10月1日)から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 住民サービス向上のため、千曲市の要望を踏まえ、旅券法の規定に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等の知事の事務権限を移譲することとしました。
- 2 医療法等の一部改正による医師の宿直の特例について、医療機関の状況をより的確に把握できる保健所設置市である長野市に、当該特例適用のための診療体制の確保の認定に係る知事の事務権限を移譲することとしました。
- 3 この条例は、平成31年4月1日(1は、同年10月1日)から施行します。

◇ 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 平成31年12月に控えた民生委員の一斉改選にあたり、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の定数を改定しました。
- 2 この条例は、平成31年12月1日から施行します。

◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 旅館業法に基づき定める施設の構造設備及び宿泊者の衛生の確保に必要な措置に関する基準について、規制緩和の観点から、宿泊者の安全又は衛生の保持に支障のない範囲において、寝具類の備付けに関する基準の緩和等を行ったほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県流域下水道条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 長野県流域下水道事業について、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に向けた取組の推進を図るため、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験装置の更新及び新たな試験装置の導入に伴い、これらの装置に係る試験区分に定める手数料の上限額及び下限額を改定しました。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 試験等に係る諸経費を見直すとともに、消費税の税率の引上げを考慮し、試験等の手数料の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成31年10月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 森林環境譲与税を財源として、市町村が行う森林の経営管理の効率化及び適正化のための取組を支援していくため、長野県森林経営管理基金を創設しました。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行します。

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 既設発電所の出力増強改修工事及び新規発電所のしゅん工に伴い、発電所の最大出力に関する規定を改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 地方自治法の一部改正により、監査機能の強化のため、専門性の高い外部人材を監査専門委員として任用し、活用できることとなったため、監査専門委員の報酬の額を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第1号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項の次に次のように加える。

1の2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区	分	単 位	金 額
(1) 法第10条第1項の規定による土地使用権等の取得の裁定	ア 損失の補償金の見積額が10万円以下の場合	1 件	27,000円
	イ 損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合	〃	2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた額
	ウ 損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合	〃	7万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた額
	エ 損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合	〃	21万1,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額
	オ 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合	〃	26万4,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額

	カ 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合	〃	360,100円
(2) 法第19条第1項の規定による土地等使用権の存続期間の延長の裁定	ア 損失の補償金の見積額が10万円以下の場合	〃	27,000円
	イ 損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合	〃	2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた額
	ウ 損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合	〃	7万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた額
	エ 損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合	〃	21万1,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額
	オ 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合	〃	26万4,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額
	カ 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合	〃	360,100円
	(3) 法第27条第1項又は第37条第1項の規定による特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定	ア 損失の補償金の見積額が10万円以下の場合	〃
イ 損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合		〃	2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた額
ウ 損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合		〃	7万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた額
エ 損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合		〃	21万1,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額
オ 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合		〃	26万4,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額
カ 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合		〃	360,100円

別表第1の2の2の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表の6の項中 「 8,600円 」 を 「 9,700円 」 に、

「 2,600円 」 を 「 2,700円 」 に改め、同表の10の項中 「 46,000円 / 88,000円 」 を 「 47,000円 / 89,000円 」 に改め、同表の29の

項中 「 7,700円 」 を 「 7,800円 」 に改め、同表の30の項中 「 28,500円 」 を 「 28,600円 」 に改め、同表の

33の項中

147,500円
138,300円
8,000円
90,000円
71,400円
71,400円
117,900円
110,600円

を

147,600円
138,400円
8,000円
90,100円
71,500円
71,500円
118,000円
110,700円

に、

71,900円
57,100円
57,100円
82,500円
72,000円
47,500円

を

72,100円
57,200円
57,200円
82,600円
72,100円
47,700円

に、

82,500円
35,900円
29,300円
35,900円
29,300円
55,200円
49,200円
35,600円

を

82,600円
36,000円
29,400円
36,000円
29,400円
55,300円
49,400円
35,700円

に、

55,200円
22,800円
20,700円
22,800円
20,700円
75,700円
65,000円
40,500円
75,700円
34,000円
27,300円
34,000円
27,300円

を

55,300円
22,900円
20,800円
22,900円
20,800円
75,800円
65,100円
40,600円
75,800円
34,100円
27,400円
34,100円
27,400円

に、

36,000円

を

36,100円

に、

35,400円

を

35,500円

に、

54,900円
48,000円
31,100円

を

55,000円
48,100円
31,200円

に、

104,100円

を

104,300円

に、「10万4,100円」を「10万4,300円」に、

74,800円

を

74,900円

に、「7万4,800円」を「7万

4,900円」に、「

40,200円」を

97,800円
21,100円

を

97,900円
21,200円

に、

31,300円

を

31,400円

に、

147,500円
138,300円
90,600円
138,300円
117,900円
110,600円
72,500円
110,600円
38,300円
28,500円
147,500円
117,900円

を

147,600円
138,400円
90,700円
138,400円
118,000円
110,700円
72,600円
110,700円
38,400円
28,600円
147,600円
118,000円

に、

71,900円
49,200円

を

72,000円
49,300円

に改め、同表の34の2の項中

「(4) 法第29条の規定による指定調査機関の指定の申請に対する審査	”	30,900円
------------------------------------	---	---------

を

「(4) 法第27条の2第1項、第27条の3第1項又は第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認の申請に対する審査	”	120,000円
「(5) 法第29条の規定による指定調査機関の指定の申請に対する審査	”	30,900円

に、「(5)」を「(6)」に改め、同表の44の項中「7万9,600円」を「8万円」に、「167,500円」を「167,600円」に、「10万7,800円」を「10万8,200円」に、「439,200円」を「439,500円」に、「19,200円」を「19,300円」に、「3万8,800円」を「3万9,100円」に、

「33,600円」を「33,800円」に、「96,800円」を「97,600円」に、「128,300円」を「129,400円」に、「96,500円」を「97,300円」に、「107,800円」を「108,700円」に、「102,100円」を「102,900円」に、「118,000円」を「119,000円」に、「103,000円」を「103,800円」に、「110,100円」を「111,000円」に、「26,500円」を「26,700円」に改め、同表の54の項中「1,700円」を

33,600円	33,800円
96,800円	97,600円
128,300円	129,400円
96,500円	97,300円
107,800円	108,700円
102,100円	102,900円
118,000円	119,000円
103,000円	103,800円
110,100円	111,000円
26,500円	26,700円

「1,800円」に改め、同表の55の項中「5,900円」を「6,000円」に改め、同表の56の項中「840円」を「850円」に改め、同表の57の項中「300円」を「310円」に、「370円」を「380円」に、「790円」を「410円」に改め、同表の58の項中「800円」を「610円」に、「420円」を「610円」に、「560円」を「620円」に、「560円」を「680円」に、「340円」を「570円」に改め、同表の59の項中「4,200円」を「4,300円」に改め、同表の60の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表の61の項中「6,400円」を「6,500円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の62の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の63の項中「210,000円」を「210,000円」に、「240,000円」を「250,000円」に改め、同表の64の項中「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「22,000円」に改め、「第87条の2又は」を「第87条の4又は」に、

「300円」を「310円」に、「370円」を「380円」に、「790円」を「410円」に改め、同表の58の項中「800円」を「610円」に、「420円」を「610円」に、「560円」を「620円」に、「560円」を「680円」に、「340円」を「570円」に改め、同表の59の項中「4,200円」を「4,300円」に改め、同表の60の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表の61の項中「6,400円」を「6,500円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の62の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の63の項中「210,000円」を「210,000円」に、「240,000円」を「250,000円」に改め、同表の64の項中「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「22,000円」に改め、「第87条の2又は」を「第87条の4又は」に、

「800円」を「610円」に、「420円」を「610円」に、「560円」を「620円」に、「560円」を「680円」に、「340円」を「570円」に改め、同表の58の項中「800円」を「610円」に、「420円」を「610円」に、「560円」を「620円」に、「560円」を「680円」に、「340円」を「570円」に改め、同表の59の項中「4,200円」を「4,300円」に改め、同表の60の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表の61の項中「6,400円」を「6,500円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の62の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の63の項中「210,000円」を「210,000円」に、「240,000円」を「250,000円」に改め、同表の64の項中「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「22,000円」に改め、「第87条の2又は」を「第87条の4又は」に、

58の項中「4,200円」を「4,300円」に改め、同表の59の項中「8,400円」を「8,500円」に改め、同表の60の項中「7,000円」を「7,100円」に改め、同表の61の項中「6,400円」を「6,500円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の62の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の63の項中「210,000円」を「210,000円」に、「240,000円」を「250,000円」に改め、同表の64の項中「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「22,000円」に改め、「第87条の2又は」を「第87条の4又は」に、

表の61の項中「6,400円」を「6,500円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の62の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の63の項中「210,000円」を「210,000円」に、「240,000円」を「250,000円」に改め、同表の64の項中「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「22,000円」に改め、「第87条の2又は」を「第87条の4又は」に、

「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の68の項中「210,000円」を「210,000円」に、「240,000円」を「250,000円」に改め、同表の69の項中「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「22,000円」に改め、「第87条の2又は」を「第87条の4又は」に、

「16,000円」を「17,000円」に、「22,000円」を「22,000円」に改め、「第87条の2又は」を「第87条の4又は」に、

「(15) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可の申請に対する審査	”	180,000円
---	---	----------

を

(15) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可の申請に対する審査	ア 法第48条第16項第1号に該当する場合	〃	160,000円
	イ 法第48条第16項第2号に該当する場合	〃	180,000円
	ウ ア及びイ以外の場合	〃	180,000円

に、「第53条第4項」を「第53条第4項又は第5項」に、「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に、

(28) 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円
---	---	----------

を

(28) 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円
(29) 法第60条の3第1項第3号の規定による建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第2項ただし書の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円

に、「(29)」を「(30)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(34)」を「(35)」に、「(35)」を「(36)」に、「(36)」を「(37)」に、「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に、「(40)」を「(41)」に、「(41)」を「(42)」に、「(42)」を「(43)」に、「同一敷地内認定建築物」を「一般敷地内認定建築物」に、「(43)」を「(44)」に、「同一敷地内許可建築物」を「一般敷地内許可建築物」に、「(44)」を「(45)」に、「(45)」を「(46)」に、「(46)」を「(47)」に、「(47)」を「(48)」に、

(48) 法第87条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	〃	(1)のAに定める区分に応じ、それぞれ(1)のAに定める額
---	---	-------------------------------

を

(49) 法第87条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	〃	(1)のAに定める区分に応じ、それぞれ(1)のAに定める額	
(50) 法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査	ア 法第6条第1項第4号に該当する建築物	〃	28,000円
	イ ア以外のもの	〃	120,000円
(51) 法第87条の3第5項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	〃	120,000円
	許可の期間が1月以内のもの	〃	60,000円
(52) 法第87条の3第6項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	

に、「(49) 法第87条の2」を「(53) 法第87条の4」に、「(50) 法第87条の2」を「(54) 法第87条の4」に、

11,000円	を
18,000円	

「

11,000円
19,000円

」に、「(51) 法第87条の2」を「(55) 法第87条の4」に、「(49)のA」を「(53)のA」に、「(52) 法」を「(56) 法」に、「(53)」

を「(57)」に、「(54)」を「(58)」に、「(52)のA」を「(56)のA」に、「(55)」を「(59)」に改め、同項の備考の4中「第87条の2」を「第87条の4」に、「この項の(49)」を「この項の(53)」に改め、同備考の7中「第87条の2」を「第87条の4」に、「この項の(50)」を「この項の(54)」に改め、同表の74の5の項中「

34,000円

」を「

35,000円

」に改め、同表の74の6の項中「232,000円。」を「233,000円。」に、「142,000円」を「141,000円」に、「364,000円。」を「365,000円。」に、「176,000円」を「175,000円」に、「427,000円。」を「428,000円。」に、「219,000

円」を「217,000円」に、「490,000円。」を「491,000円。」に、「261,000円」を「259,000円」に、「361,000円。」を「362,000円。」に、「635,000円。」を「636,000円。」に、「750,000円。」を「751,000円。」に、「184,000円」を「183,000円」に、「856,000円。」を「857,000円。」に、「228,000円」を「227,000円」に、「962,000円。」を「963,000円。」に、「272,000円」を「270,000円」に、「116,000円。」を「117,000円。」に、「182,000円。」を「183,000円。」に、「110,000円」を「109,000円」に、「245,000円。」を「246,000円。」に、「131,000円」を「130,000円」に、「375,000円。」を「376,000円。」に、「428,000円。」を「429,000円。」に、「481,000円。」を「482,000円。」に、「136,000円」を「135,000円」に、

「

20,000円
44,000円
79,000円

」を「

21,000円
45,000円
80,000円

」に、「

79,000円
125,000円

」を「

80,000円
126,000円

」に、「197,000円」を

「198,000円」に、「113,000円」を「114,000円」に、「276,000円」を「277,000円」に、

「232,000円」を「233,000円」に、「

364,000円
427,000円
490,000円

」を「

365,000円
428,000円
491,000円

」に、「361,000円」を

「362,000円」に、「

635,000円
750,000円
856,000円
962,000円

」を「

636,000円
751,000円
857,000円
963,000円

」に、「

10,000円
22,000円

」を「

11,000円
23,000円

」に、

「

79,000円
99,000円

」を「

80,000円
99,000円

」に、「

17,000円
19,000円
34,000円

」を「

18,000円
20,000円
35,000円

」に、「138,000円」を

「139,000円」に、「116,000円」を「117,000円」に、「182,000円」を「183,000円」に、

「245,000円」を「246,000円」に、「

375,000円
428,000円
481,000円

」を「

376,000円
429,000円
482,000円

」に、「56,000円」を

「57,000円」に、「153,000円」を「154,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の34の2の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の6の項の改正規定（「

8,600円

」を「

9,700円

」に改める部分に限る。） 平成31年4月1日
- (3) 別表第1の1の項の次に1の2の項を加える改正規定 平成31年6月1日
- (4) 別表第1の2の2の項の改正規定 平成31年7月1日
- (5) 別表第1の68の項の改正規定（「

210,000円
240,000円

」を「

210,000円
250,000円

」に、「

16,000円
22,000円

」を「

17,000円
22,000円

」に改める部分及び「

11,000円
18,000円

」を「

11,000円
19,000円

」に改める部分を除く。） 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

地域振興課
水大気環境課
建築住宅課

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第2号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)

の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

人事課

長野県松本空港条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第3号

長野県松本空港条例等の一部を改正する条例

(長野県松本空港条例及び長野県道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「1.08」を「1.1」に改める。

- (1) 長野県松本空港条例(昭和39年長野県条例第99号)別表
- (2) 長野県道路占用料徴収条例(昭和43年長野県条例第21号)別表の備考の10(財産に関する条例の一部改正)

第2条 財産に関する条例(昭和39年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表の土地の項及び建物の項中「100分の6.48」を「100分の6.6」に改める。

(長野県男女共同参画センター条例の一部改正)

第3条 長野県男女共同参画センター条例(昭和59年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表の1中	9,800	15,000	17,400	24,800	32,400	42,200	4,900	を
	12,400	18,800	22,000	31,200	40,800	53,200	6,200	
	15,000	22,600	26,300	37,600	48,900	63,900	7,500	

10,000	15,300	17,700	25,300	33,000	43,000	5,000	に改める。
12,600	19,100	22,400	31,700	41,500	54,100	6,300	
15,300	23,000	26,800	38,300	49,800	65,100	7,600	

(長野県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第4条 長野県社会福祉総合センター条例(昭和47年長野県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中	3,000	5,600	5,600	8,600	11,200	14,200	1,800	を
	4,500	8,400	8,400	12,900	16,800	21,300	2,800	
	3,000	4,500	4,500	7,500	9,000	12,000	1,500	
	4,500	6,800	6,800	11,300	13,600	18,100	2,200	

3,100	5,700	5,700	8,800	11,400	14,500	1,900	に改める。
4,600	8,600	8,600	13,200	17,200	21,800	2,900	
3,100	4,600	4,600	7,700	9,200	12,300	1,500	
4,600	6,900	6,900	11,500	13,800	18,400	2,300	

(長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部改正)

第5条 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例(昭和23年長野県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の1 水質理化学試験の項及び2 土壌、スラッジ及び粉じんの理化学試験の項中「5,800円」を「5,900円」に改め、同表の3 生物試料の理化学試験の項中「5,800円」を「5,900円」に、「7,500円」を「7,600円」に改め、同表の6

			正午まで	まで	10時まで	午後5時 まで	まで	午後10時 まで	の端数があるときは切り上げるものとする。 1時間につき
全部を利用する場合	入場料を徴収して利用する場合	第1体育館	円 15,300	円 21,400	円 26,500	円 36,700	円 47,900	円 63,200	円 4,700
		第2体育館	円 7,400	円 10,200	円 12,200	円 17,600	円 22,400	円 29,800	円 2,200
		第1体育館	円 64,200	円 85,600	円 107,000	円 149,800	円 192,600	円 256,800	円 19,400
		第2体育館	円 31,600	円 41,800	円 51,900	円 73,400	円 93,700	円 125,300	円 9,300
	入場料を徴収しないで利用する場合	第1体育館	円 4,300	円 5,300	円 6,500	円 9,600	円 11,800	円 16,100	円 1,200
		第2体育館	円 2,100	円 2,600	円 3,200	円 4,700	円 5,800	円 7,900	円 600
		第1体育館	円 15,300	円 21,400	円 26,500	円 36,700	円 47,900	円 63,200	円 4,600
		第2体育館	円 7,400	円 10,200	円 12,200	円 17,600	円 22,400	円 29,800	円 2,200
一部を利用する場合	専用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額						
	専用しない場合	一般	1人1回について 150円						
		小・中学生及び高校生	" 50円						

別表第2の5中 「 4,200 | 5,200 | 8,400 」 を 「 4,300 | 5,300 | 8,600 」 に改め、同表の6の備

考以外の部分を次のように改める。

6 総合球技場

			金 額					超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	
区 分			午前8時 30分から 正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	正午から 午後9時 30分まで		午前8時 30分から 午後9時 30分まで
グラウンド	入場料を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	円 23,400	円 44,800	円 51,900	円 68,200	円 96,700	円 120,100	円 9,300
		上記以外に利用する場合	入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、その額が29万9,100円に満たないときは、29万9,100円とする。						
グラウンド	入場料を徴収しないで利用する場合	一般	円 11,200	円 22,400	円 26,500	円 33,600	円 48,900	円 60,100	円 4,600
		小・中学生及び高校生	円 5,800	円 11,200	円 12,200	円 17,000	円 23,400	円 29,200	円 2,200
		上記以外に利用する場合	円 58,100	円 111,000	円 130,000	円 169,100	円 241,000	円 299,100	円 23,400

合 専 用 し な い 場 合	一般	1人2時間について							400円
	小・中学生及び高校生	〃							200円
第1会議室		1,500	3,200	3,600	4,700	6,800	8,300	600	
第2会議室		1,200	2,500	2,900	3,700	5,400	6,600	500	
第3会議室		400	800	900	1,200	1,700	2,100	200	

別表第2の10の(1)中「4,600円」を「4,700円」に、「6,100円」を「6,200円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「11,000円」を「11,200円」に、「22,000円」を「22,400円」に改め、同表の13中

3,700	5,000	6,000	8,700	11,000
-------	-------	-------	-------	--------

を

3,800	5,100	6,100	8,900	11,200
-------	-------	-------	-------	--------

に、

3,900	5,300	6,400	9,200	11,700
-------	-------	-------	-------	--------

を

4,000	5,400	6,500	9,400	11,900
-------	-------	-------	-------	--------

に改め、同表の14中

7,900	10,000	10,000	17,900	20,000	27,900
30,000	41,000	41,000	71,000	82,000	112,000

を

8,000	10,200	10,200	18,200	20,400	28,400
30,600	41,800	41,800	72,400	83,600	114,200

に、

7,900	10,000	10,000	17,900	20,000	27,900
-------	--------	--------	--------	--------	--------

を

8,000	10,200	10,200	18,200	20,400	28,400
-------	--------	--------	--------	--------	--------

に、

2,900	4,100	4,800	7,000	8,900
-------	-------	-------	-------	-------

を

3,000	4,200	4,900	7,200	9,100
-------	-------	-------	-------	-------

に、

3,300	4,000	5,700	7,300	3,400	4,000	5,800	7,400
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

に、

3,200	4,400	5,300	7,600	9,700
-------	-------	-------	-------	-------

を

3,300	4,500	5,400	7,800	9,900
-------	-------	-------	-------	-------

に、

3,300	4,100	5,800	7,400	3,400	4,100	5,900	7,500
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

に改める。

(県営水道条例の一部改正)

第8条 県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中	1,388	187	を	1,413	190	に、「694円」を「706円」に、「2,332円」を「2,373
	3,258			3,313		
	4,193			4,263		
	6,998			7,113		
	10,738			10,913		
	18,218			18,513		
	36,918			37,513		
	55,618			56,513		

74,318		75,513	
111,718		113,513	
186,518		189,513	

2,809	187
3,342	
4,547	
5,885	
8,831	

円」に、「2,795円」を「2,843円」に、「1,629円」を「1,656円」に改め、同表の2中

を

2,861	190	に改める。
3,403		
4,631		
5,993		
8,994		

32,400	33,000
64,800	66,000
129,600	132,000
259,200	264,000
453,600	462,000
680,400	693,000
1,555,200	1,584,000

別表第3の1中

を

に改める。

(県営水道用水料金徴収条例の一部改正)

第9条 県営水道用水料金徴収条例(昭和57年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「47円96銭」を「48円84銭」に改める。

(長野県総合教育センター条例の一部改正)

第10条 長野県総合教育センター条例(平成8年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

6,600	9,900	16,500	6,700	10,100	16,800
2,700	3,900	6,600	2,800	4,000	6,800

別表中

を

に改める。

(長野県営運動場条例の一部改正)

第11条 長野県営運動場条例(昭和32年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

37,000	37,700
64,000	65,200
90,000	91,700
131,000	133,000
196,000	200,000
264,000	269,000
5,500	5,600
7,900	8,000
11,000	11,200
6,300	6,400

別表の1中

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第7条の規定(長野県都市公園条例別表第1の1の改正規定

に限る。)は、同年4月1日から施行する。

(財産に関する条例及び長野県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成31年9月30日までの使用に係る使用料の額の算出については、第2条の規定による改正後の財産に関する条例別表及び第7条の規定による改正後の長野県都市公園条例別表第1の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(県営水道条例の一部改正に伴う経過措置)

3 次項に定めるものを除き、第8条の規定による改正後の県営水道条例(同項及び附則第5項において「新県営水道条例」という。)別表第2の規定は、平成31年10月分の料金から適用し、同年9月分までの料金については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の前日において現に県営水道により水の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の新県営水道条例第23条第1項に規定する定例日の属する月分までの料金の額は、新県営水道条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、第8条の規定による改正前の県営水道条例第22条及び第23条の規定の例により算定して得た額とする。

5 新県営水道条例別表第3の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

財政課

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事業税等」を「事業税」に改める。

第2条第1項中「平成25年4月1日から平成31年3月31日」を「平成31年4月1日から平成34年3月31日」に改め、同条第3項中「定める所得」の次に「又は収入金額」を加え、同項第1号中「算定された所得」の次に「又は収入金額」を加え、「算定所得」を「算定所得等」に改め、同項第2号及び第3号中「算定所得」を「算定所得等」に改め、「相当する所得」の次に「又は収入金額」を加える。

第3条中「定める所得」の次に「又は収入金額」を加え、同条第1号中「算定所得」を「算定所得等」に改め、同条第2号及び第3号中「算定所得」を「算定所得等」に改め、「相当する所得」の次に「又は収入金額」を加える。

第4条第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同項の表の第1号中「県内」を「常時雇用する労働者の数が100人以下である法人又は個人であって、県内」に、「この表」を「この条」に、「法人又は個人であって」を「ものであり、かつ」に改め、「雇用した日」の次に「から起算して3月を経過する日」を加え、同表の第2号中「特例期間」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間」に、「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、「雇用した日」の次に「から起算して6月を経過する日」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 法人 県税条例附則第13条の2の2の規定により読み替えられた県税条例第36条第1項第1号のウ、第2号若しくは第3号の表に掲げる率又は同条第2項若しくは同条第3項第1号のウ、第2号若しくは第3号に規定する率を、その率に次のア又はイに掲げる法人の区分に応じそれぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる法人のいずれにも該当するときは、アに定める

割合)を乗じて得た率として、同条の規定を適用して計算した金額

ア 前項の表の第1号に掲げる要件に該当する法人 10分の1

イ 前項の表の第2号に掲げる要件に該当する法人 2分の1

(2) 個人 県税条例第38条の5各号に規定する率を、その率に次のア又はイに掲げる個人の区分に応じそれぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる個人のいずれにも該当するときは、アに定める割合)を乗じて得た率として、同条の規定を適用して計算した金額

ア 前項の表の第1号に掲げる要件に該当する個人 10分の1

イ 前項の表の第2号に掲げる要件に該当する個人 2分の1
第4条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額を県税条例附則第13条の2の2の規定により読み替えられた県税条例第36条の規定又は県税条例第38条の5の規定を適用して計算した金額から控除して得た金額が次の各号に掲げる法人又は個人の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号のいずれにも該当する法人又は個人にあっては、当該各号に定める金額の合計額。以下この項において同じ。)を超える場合にあっては、当該計算した金額から次の各号に掲げる法人又は個人の区分に応じ当該各号に定める金額をそれぞれ控除して得た金額とする。

(1) 第1項の表の第1号に掲げる要件に該当する法人又は個人
次に掲げる法人又は個人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 県内の事務所又は事業所において特例期間内に新たに雇用した障害者の在職期間に応じて知事が定めるところにより算定した数(以下この号において「新たに雇用した障害者の数」という。)が1人以下の法人又は個人 50万円

イ 新たに雇用した障害者の数が1人を超え2人以下の法人又は個人 75万円

ウ 新たに雇用した障害者の数が2人を超える法人又は個人 100万円

(2) 第1項の表の第2号に掲げる要件に該当する法人又は個人 30万円

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(課税免除に関する規定の適用)

2 この条例の施行の日(次項及び附則第4項において「施行日」

という。)前に創業等(創業(この条例による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例(次項及び附則第4項において「旧条例」という。)第2条第1項に規定する創業をいう。)、設立又は県内への主たる事務所若しくは事業所の設置をいう。)をした同項に規定する中小法人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日前に設立をした旧条例第3条に規定する特定非営利活動法人の事業税については、なお従前の例による。

(不均一課税に関する規定の適用)

4 施行日前に旧条例第4条第1項の表の左欄に掲げる要件に該当した法人又は個人の事業税については、なお従前の例による。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)

5 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「同項第1号中」の次に「 $\frac{1}{2}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{2}$ (特例条例第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当する法人又は個人にあっては、 $\frac{1}{10}$ 。次号において同じ。)」と、「同項」とあるのは「、県税条例附則第13条の2の2の規定により読み替えられた同条例第36条第1項」と、「 $\frac{1}{10}$ 万円に特例条例第4条第3項各号に掲げる法人又は個人の区分に

応じ当該各号に定める金額をそれぞれ加えて得た金額(当該各号)に、「70万円」を「当該各号に定める金額の合計額を加えて得た金額」に、「同じ」を「控除上限額」という)に、「40万円」を「控除上限額」に改める。

(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

6 長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成29年長野県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第10項のうち創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例第4条第2項第1号の改正規定中「削り」を「削り、同条第3項中「県税条例附則第13条の2の2の規定により読み替えられた」を削り、「の規定又は県税条例」を「又は」に改める」に改める。

附則第11項のうち消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例第2条第4項第1号の改正規定中「第2条第4項第1号」の次に「及び第5項」を加える。

税務課
県民協働課
こども・家庭課
産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室
労働雇用課

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第5号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例(昭和57年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表の1の備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等

区 分				金 額					
				午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
長野県県民文化会館	大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	円 46,200	円 78,500	円 92,400	円 124,700	円 170,900	円 195,400
			日曜日、土曜日及び休日	円 60,100	円 98,200	円 110,900	円 158,300	円 209,100	円 242,300
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	円 60,100	円 102,100	円 120,100	円 162,200	円 222,200	円 254,100	
		日曜日、土曜日及び休日	円 78,100	円 127,600	円 144,100	円 205,700	円 271,700	円 314,800	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	円 73,900	円 125,700	円 147,800	円 199,600	円 273,500	円 312,700	
		日曜日、土曜日及び休日	円 96,100	円 157,100	円 177,400	円 253,200	円 334,500	円 387,500	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	円 87,800	円 149,200	円 175,600	円 237,000	円 324,800	円 371,300	
		日曜日、土曜日及び休日	円 114,100	円 186,500	円 210,700	円 300,600	円 397,200	円 460,200	
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	円 106,300	円 180,600	円 212,500	円 286,900	円 393,100	円 449,500	
		日曜日、土曜日及び休日	円 138,100	円 225,800	円 255,000	円 363,900	円 480,800	円 557,000	

中ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	25,500	43,400	51,000	68,900	94,400	107,900	
		日曜日、土曜日及び休日	33,200	54,200	61,200	87,400	115,400	133,700	
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	33,200	56,400	66,300	89,600	122,700	140,300	
		日曜日、土曜日及び休日	43,100	70,400	79,600	113,500	150,000	173,800	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	40,800	69,400	81,600	110,200	151,000	172,600	
		日曜日、土曜日及び休日	53,000	86,700	97,900	139,700	184,600	213,800	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	48,500	82,400	96,900	130,900	179,300	205,000	
		日曜日、土曜日及び休日	63,000	103,000	116,300	166,000	219,300	254,100	
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	58,700	99,700	117,300	158,400	217,000	248,100	
		日曜日、土曜日及び休日	76,200	124,600	140,800	200,800	265,400	307,400	
	小ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	6,400	10,900	12,800	17,300	23,700	27,100
			日曜日、土曜日及び休日	8,300	13,600	15,400	21,900	29,000	33,600
1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	8,300	14,100	16,600	22,400	30,700	35,100	
		日曜日、土曜日及び休日	10,800	17,700	20,000	28,500	37,700	43,700	
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	10,200	17,400	20,500	27,600	37,900	43,300	
		日曜日、土曜日及び休日	13,300	21,800	24,600	35,100	46,400	53,700	
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		平日	12,200	20,700	24,300	32,900	45,000	51,500	
		日曜日、土曜日及び休日	15,800	25,800	29,200	41,600	55,000	63,700	
5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合		平日	14,700	25,000	29,400	39,700	54,400	62,200	
		日曜日、土曜日及び休日	19,100	31,300	35,300	50,400	66,600	77,100	
1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、9号楽屋、10号楽屋及び11号楽屋		1室について 1,400	1室について 2,400	1室について 2,800	1室について 3,800	1室について 5,200	1室について 5,900		
4号楽屋、5号楽屋及び13号楽屋		" 1,000	" 1,700	" 2,000	" 2,700	" 3,700	" 4,200		
6号楽屋、7号楽屋及び14号楽屋		" 1,200	" 2,000	" 2,400	" 3,200	" 4,400	" 5,100		
8号楽屋		1,600	2,700	3,200	4,300	5,900	6,800		
12号楽屋		800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400		
リハーサル室		5,300	9,000	10,600	14,300	19,600	22,400		
展示室	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで					14,700円		
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	"					19,100円		
	1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	"					23,500円		
第1会議室		1,900	3,200	3,800	5,100	7,000	8,000		
第2会議室		4,400	7,500	8,800	11,900	16,300	18,600		
第3会議室及び第4会議室		1室について 2,400	1室について 4,000	1室について 4,800	1室について 6,400	1室について 8,800	1室について 10,100		

長野県伊那文化会館	大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	円 32,200	円 54,700	円 64,400	円 86,900	円 119,100	円 136,200	
			日曜日、土曜日及び休日	41,900	68,400	77,300	110,300	145,700	168,800	
		1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	41,900	71,200	83,700	113,100	154,900	177,100	
			日曜日、土曜日及び休日	54,400	89,000	100,500	143,400	189,500	219,500	
		1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	51,500	87,600	103,000	139,100	190,600	217,900	
			日曜日、土曜日及び休日	67,000	109,500	123,600	176,500	233,100	270,100	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	61,200	104,000	122,400	165,200	226,400	258,800		
		日曜日、土曜日及び休日	79,500	130,000	146,800	209,500	276,800	320,700		
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	74,100	125,900	148,100	200,000	274,000	313,300		
		日曜日、土曜日及び休日	96,300	157,400	177,700	253,700	335,100	388,300		
	小ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	8,500	14,500	17,000	23,000	31,500	36,000	
			日曜日、土曜日及び休日	11,100	18,100	20,400	29,200	38,500	44,600	
		1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	11,100	18,800	22,100	29,900	40,900	46,800	
			日曜日、土曜日及び休日	14,400	23,500	26,500	37,900	50,000	58,000	
		1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	13,600	23,100	27,200	36,700	50,300	57,500	
			日曜日、土曜日及び休日	17,700	28,900	32,600	46,600	61,500	71,300	
		3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	16,200	27,500	32,300	43,700	59,800	68,400	
			日曜日、土曜日及び休日	21,000	34,300	38,800	55,300	73,100	84,700	
		5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	19,600	33,200	39,100	52,800	72,300	82,700	
			日曜日、土曜日及び休日	25,400	41,500	46,900	66,900	88,400	102,400	
	1号楽屋			1,400	2,400	2,800	3,800	5,200	5,900	
	2号楽屋、3号楽屋、6号楽屋及び7号楽屋			1室について 800	1室について 1,400	1室について 1,600	1室について 2,200	1室について 3,000	1室について 3,400	
	4号楽屋及び5号楽屋			1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,100	
	展示室	全部を利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで					17,300円	
			1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	"					22,500円	
			1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	"					27,700円	
		一部を利用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、知事が別に定める額						
	プラネタリウム	個人	一般	1回について					240円	
小・中学生			"					100円		
30人以上の団体		一般	1人1回について					190円		
		小・中学生	"					80円		

長野県松本文化会館	大ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	円	円	円	円	円	円
			日曜日、土曜日 及び休日	42,500	72,300	85,000	114,800	157,300	179,800
1,000円以下 の入場料を徴収して 利用する場合	平日	55,300	93,900	110,500	149,200	204,400	233,700		
	日曜日、土曜日 及び休日	71,800	117,400	132,600	189,200	250,000	289,600		
1,000円を超え 3,000円以下の入場料 を徴収して利用する 場合	平日	68,000	115,600	136,000	183,600	251,600	287,600		
	日曜日、土曜日 及び休日	88,400	144,500	163,200	232,900	307,700	356,500		
3,000円を超え 5,000円以下の入場料 を徴収して利用する 場合	平日	80,800	137,300	161,500	218,100	298,800	341,600		
	日曜日、土曜日 及び休日	105,000	171,600	193,800	276,600	365,400	423,400		
5,000円を超え る入場料を徴収して 利用する場合	平日	97,800	166,200	195,500	264,000	361,700	413,600		
	日曜日、土曜日 及び休日	127,100	207,700	234,600	334,800	442,300	512,500		
中ホール	入場料を徴収 しないで利用 する場合	平日	14,300	24,300	28,600	38,600	52,900	60,500	
		日曜日、土曜日 及び休日	18,600	30,400	34,300	49,000	64,700	75,000	
1,000円以下 の入場料を徴収して 利用する場合	平日	18,600	31,600	37,200	50,200	68,800	78,700		
	日曜日、土曜日 及び休日	24,200	39,500	44,600	63,700	84,100	97,500		
1,000円を超え 3,000円以下の入場料 を徴収して利用する 場合	平日	22,900	38,900	45,800	61,800	84,700	96,800		
	日曜日、土曜日 及び休日	29,700	48,600	54,900	78,300	103,500	119,900		
3,000円を超え 5,000円以下の入場料 を徴収して利用する 場合	平日	27,200	46,200	54,300	73,400	100,500	114,900		
	日曜日、土曜日 及び休日	35,300	57,700	65,200	93,000	122,900	142,400		
5,000円を超え る入場料を徴収して 利用する場合	平日	32,900	55,900	65,800	88,800	121,700	139,100		
	日曜日、土曜日 及び休日	42,800	69,900	78,900	112,700	148,800	172,400		
1号楽屋、2号楽屋及び3号楽屋			1室について 1,400	1室について 2,400	1室について 2,800	1室について 3,800	1室について 5,200	1室について 5,900	
4号楽屋、5号楽屋、6号楽屋、 7号楽屋及び11号楽屋			1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200	
8号楽屋			1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,100	
9号楽屋			1,400	2,400	2,800	3,800	5,200	5,900	
10号楽屋			800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400	
リハーサル室			4,300	7,300	8,600	11,600	15,900	18,200	
国際会議室			23,800	30,900	32,100	54,700	63,000	78,100	
第1会議室及び第2会議室			1室について 6,200	1室について 10,500	1室について 12,400	1室について 16,700	1室について 22,900	1室について 26,200	
第3会議室			1,800	3,100	3,600	4,900	6,700	7,700	
第4会議室			1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400	

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の利用に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で快適な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車による事故のない安全で安心な県民生活を確保し、及び自転車の利用を促進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自転車の利用に関する安全で安心な県民生活の確保は、県、自転車を利用する者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車による事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

2 自転車の利用の促進は、本県が健康長寿県であること、美しい山岳高原など豊かな自然に恵まれていること、多様な自然環境や地域資源を生かした観光が重要な産業であること等の特長を有することに鑑み、自転車の利用が、健康の増進、環境への負荷の低減及び観光の振興に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車の利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、事業者その他の関係者と緊密な連携を図るものとする。

3 県は、自転車の安全な利用及び利用の促進について、自転車を利用する者、県民、事業者、観光旅客等に対し、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 県は、市町村が自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項に規定する市町村自転車活用推進計画を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(自転車運転者の責務)

第4条 自転車を運転する者（以下この条及び第14条第1項において「自転車運転者」という。）は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。第10条において同じ。）であることを認識し、同法その他の自転車に関係する法令（次条第1項及び第9条において「自転車関係法令」という。）を遵守するとともに、歩行者、他の自転車運転者等の道路（同法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。第10条において同じ。）における通行に配慮するよう努めるものとする。

2 自転車運転者は、その運転する自転車について定期的な点検及び整備に努めるとともに、自転車の運転に当たり事故の被害を軽

減するための器具の使用に努めるものとする。

(自転車利用事業者等の責務)

第5条 事業者のうちその事業活動において自転車を利用するもの（次項に規定する自転車貸付事業者を除く。第14条第3項において「自転車利用事業者」という。）は、自転車を利用させる従業員に対して自転車関係法令の遵守に関する教育を行うとともに、その利用する自転車について定期的な点検及び整備に努めるものとする。

2 自転車を利用しようとする者に対し、継続的に又は反復して自転車を貸し付ける者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、貸付けの用に供する自転車について定期的な点検及び整備に努めるとともに、当該自転車の適切な保管に努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、自転車の利用に関する施策（第12条第1項の規定により県が自転車活用推進計画に基づき実施するものを含む。）について、国、県、事業者その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

2 市町村は、その地域の実情に応じた交通安全教育に努めるものとする。

(県民等の役割)

第7条 県民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるため、自転車の利用に関する知識の習得等に努めるものとする。

2 県民及び事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の利用に関する施策に協力するとともに、自転車の安全な利用に努めるものとする。

(学校等の長の役割)

第8条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（第13条において「学校等」という。）の長は、幼児、児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう必要な教育に努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

第9条 交通安全に関する活動を行う団体（第13条及び第16条第2項において「交通安全団体」という。）は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車による事故を防止するための活動等に努めるものとする。

(自動車等運転者の遵守事項)

第10条 自動車等（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）を運転する者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。

(自転車活用推進計画)

第11条 知事は、第2条に定める基本理念にのっとり、自転車の安

全な利用、自転車等を安全で快適に利用できる環境の整備及び本県の特長を生かした自転車の利用の促進に関し、総合的かつ計画的な推進を図るための計画（次項及び次条において「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 自転車活用推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 交通安全教育その他の自転車による事故のない安全で安心な県民生活の確保に関する事項
- (2) 自転車等を安全で快適に利用するための環境の整備に関する事項
- (3) 自転車を利用した健康の増進に関する事項
- (4) 自転車の利用による環境への負荷の低減に関する事項
- (5) 自転車を利用した観光の振興に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し必要な事項
（推進体制の整備等）

第12条 県は、市町村、県民、事業者等と連携を図り、自転車の安全で快適な利用を推進する体制を整備し、自転車活用推進計画に基づく施策を推進するものとする。

2 知事は、毎年、自転車活用推進計画に基づく施策の実施状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

（自転車事故のない安全で安心な県民生活の確保のための対策の推進）

第13条 県は、第11条第2項第1号に掲げる事項に関し、市町村、学校等の長、交通安全団体その他の関係者と連携協力し、学校等における交通安全教育の推進、自転車による事故を防止するための取組に対する支援、自転車による事故の被害を軽減するための器具の使用の促進その他の自転車の安全な利用のための対策を推進するものとする。

（自転車損害賠償保険等の加入）

第14条 自転車運転者は、自転車損害賠償保険等（自転車の運転により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車運転者以外の者が当該自転車運転者の自転車の運転に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。）は、その監護する未成年者が自転車を運転する場合は、当該未成年者の自転車の運転に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該未成年者の自転車の運転に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

3 自転車利用事業者は、その事業活動において利用する自転車の運転に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

4 自転車貸付事業者は、自転車損害賠償保険等に加入している自転車による自転車の貸付けを行わなければならない。

（自転車損害賠償保険等の加入の確認等）

第15条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に際し、自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認しなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認ができないときは、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等について情報を提供するとともに、その加入を勧奨するものとする。

（自転車損害賠償保険等に関する情報提供）

第16条 県は、自転車損害賠償保険等の加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者（保険法（平成20年法律第56号）第2条第2号に規定する保険者をいう。）は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便を図るため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（道路以外における環境保全等に配慮した自転車の利用）

第17条 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路以外の場所における自転車の利用に当たっては、当該自転車の利用に係る利用者又は事業者は、当該自転車を利用する場所の状況に応じ、自転車の安全な利用、自然環境の保全等に配慮するよう努めるものとする。

（自転車貸付事業者の登録）

第18条 自転車貸付事業者は、当該自転車貸付事業が知事が定める基準に適合していることについて、知事の登録を受けることができる。

2 知事は、前項の登録の申請をした者が、第14条第4項の規定による義務を履行し、かつ、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、登録をするものとする。

(1) 自転車を借り受ける者に対し、自転車の安全な利用についての情報提供を行っていること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定により登録をしたときは、当該登録の申請をした者に対し、登録証を交付するものとする。

4 第1項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録の抹消等）

第19条 知事は、自転車貸付事業者が、第14条第4項の規定による義務を履行せず、又は前条第2項に掲げる基準に適合しなくなったと認めるときは、その登録を抹消することができる。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録証の交付を受けた自転車貸付事業者から当該登録証を返還させるものとする。

（補則）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条、第15条、第18条及び第19条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第7号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の1の3の項中「小諸市」の次に「、千曲市」を加え、同表の4の項中「)及び」を「)、」に、「の規定に基づく」を「及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定に基づく」に、

「(38) (1)から(37)までに掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告	」を
「(38) 医療法施行規則第9条の15の2の規定による診療の体制の確保の認定	」に改める。
(39) (1)から(38)までに掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告	

附 則

(施行期日)

1 この条例中、別表の4の項の改正規定は平成31年4月1日から、同表の1の3の項の改正規定及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表の1の3の項の改正規定の施行の際現に旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請をしている者に対する同法第8条第1項(同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による一般旅券の交付については、当該改正規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の1の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国際課
医療推進課

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第8号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成26年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則の表の松本市の項中「537人」を「544人」に改め、同表の上田市の項中「334人」を「333人」に改め、同表の飯田市の項中「237人」を「235人」に改め、同表の飯山市の項中「77人」を「75人」に改め、同表の千曲市の項中「151人」を「154人」に改め、同表の佐久穂町の項中「44人」を「43人」に改め、同表の南牧村の項中「12人」を「13人」に改め、同表の原村の項中「24人」を「25人」に改め、同表の平谷村の項中「4人」を「3人」に改め、同表の根羽村の項中「7人」を「6人」に改め、同表の天龍村及び生坂村の項中「12人」を「11人」に改め、同表の筑北村の項中「29人」を「28人」に改め、同表の池田町の項中「35人」を「36人」に改め、同表の白馬村の項中「21人」を「22人」に改め、同表の小谷村の項中「19人」を「18人」に改め、同表の小布施町の項中「17人」を「18人」に改め、同表の小川村

の項中「18人」を「16人」に改め、同表の栄村の項中「13人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

地域福祉課

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第9号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「床面積に応じた十分な」を「宿泊者の安全上及び衛生上必要な」に改め、同項第3号中「客の定員」を「宿泊者の数に応じた数量」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第10号

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例

長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づき、流域下水道事業の設置及びその運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第5条を第12条とし、同条の前に次の4条を加える。

（重要な資産の取得及び処分）

第8条 法第33条第2項の規定により、流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について予算で定めなければならないものは、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地にあっては、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、流域下水道事業の業務に

従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない額は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上のものとする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第10条 法第40条第2項の規定により、流域下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定について条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの
- (2) 法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のもの

（業務状況説明書類の作成）

第11条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下この条において「書類」という。）を12月15日までに、10月1日から翌年3月31日までの書類を6月15日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、12月15日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、6月15日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高
- (4) 前3号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

第4条中「法第25条の18第1項」を「下水道法第25条の18第1項」に、「準用する法」を「準用する同法」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「法第25条の18第1項」を「下水道法第25条の18第1項」に、「準用する法」を「準用する同法」に改め、同条を第6条とする。

第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（流域下水道事業の設置）

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、長野県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

（財務規定等の適用）

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、流域下水道事業に、法第

2条第2項に規定する財務規定等を、平成31年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第4条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(特別会計設置条例の一部改正)
- 2 特別会計設置条例(昭和39年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。
別表の長野県流域下水道事業費特別会計の項を削る。

生活排水課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第11号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中「4,800円」を「3,300円」に改め、同表の機械金属の項中「31,000円」を「51,000円」に改め、同表の化学等の項中「800円」を「700円」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第12号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例(昭和27年長野県条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の1 試験の項中「830」を「840」に改め、同表の2 検査の項中

830
830
830
840
840
830

を

840
840
850
850
850
840

に、

870
360

を

880
370

に、

750
200

を

760
210

に改め、同表の3 注射の

項中

250
250
410

を

260
260
420

に改め、同表の6 施術の項中

1,500
810
450
770

を

1,600
830
460
790

に、

「5,600」を「5,700」に、「800」を「810」に、「3,000」を「3,100」に、「1,500」を「1,600」に、

「9,400」を「9,600」に改める。

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

園芸畜産課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第13号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備加速化・林業再生基金の項の次に次のように加える。

長野県森林経営管理基金	林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。	森林の経営管理の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------	--------------------------------	--------------------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

森林政策課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例(昭和41年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

別表第2中 「

6,500

 」を 「

7,000

 」に、「

4,800

 」を 「

5,050

 」に、「

180
980

 」を

「

199
999

 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中

「 <table border="1"><tr><td>総合計画審議会の委員及び専門委員</td><td>12,900円</td></tr></table> 」を	総合計画審議会の委員及び専門委員	12,900円			
総合計画審議会の委員及び専門委員	12,900円				
「 <table border="1"><tr><td>監査専門委員</td><td>44,000円以内において任命権者が定める額</td></tr><tr><td>総合計画審議会の委員及び専門委員</td><td>12,900円</td></tr></table> 」	監査専門委員	44,000円以内において任命権者が定める額	総合計画審議会の委員及び専門委員	12,900円	に改める。
監査専門委員	44,000円以内において任命権者が定める額				
総合計画審議会の委員及び専門委員	12,900円				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

監査委員事務局